	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
	⑵　作業床等に変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
	⑶　昇降装置等のブレーキ及び走行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等の摩耗等ブレーキの状態を確認する。	構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	⑷　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	⑸　安全装置、電気機器等について、適切に取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第27条から第36条までの規定に適合していること。
	⑹　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
	⑺　ワイヤロープ等について、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
	⑻　走行レール、アウトリガー等の取付状況等を、目視、ハンマリング等により確認する。	著しい摩耗、損傷、変形等がないこと。
	⑼　積載荷重等の表示内容を確認する。	構造規格第44条の規定に適合していること。
4　動作試験	無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあっては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　クラッチ及び各ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルクについては申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③　安全装置の調整状態及び作動状態 ④　逸走防止装置の作動状態	構造規格第16条、第20条から第22条まで、第26条から第28条まで、第30条、第31条及び第34条から第36条までの規定に適合していること。
5　荷重試験	積載荷重に相当する荷重の荷重を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあっては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ①　安定度（転倒するおそれのないコンベヤは除く。） ②　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ③　クラッチ及び各ブレーキの作動状態 ④　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第16条、第21条、第22条、第26条、第30条及び第31条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条に規定する適用の除外の認定を受けたコンベヤについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

○厚生労働省告示第百二十二号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第四十四条第一項に定める登録個別検定機関が行う個別検定（以下単に「個別検定」という。）の方法について適用する。

二　個別検定は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条各号に定める機械等について、別表第一から第四までの左欄に掲げる検定項目について、同表の中欄に掲げる検定の方法による検定の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

三　個別検定のうち、機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）第一条第二項の規定により、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号。以下「登録省令」という。）第一条の十五第一項に定める指定外国検査機関（以下単に「指定外国検査機関」という。）が作成した同令第一条の十二第一項に定める基準等適合証明書（以下この号において「証明書」という。）が添付されて申請されたものについては、前号の規定にかかわらず、別表第一から第四までの左欄に掲げる検定項目について、同表の中欄に掲げる検定の方法に代えて、証明書の書類審査により同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行うことができる。この場合において、登録個別検定機関は、次のイからハまでに掲げる事項を確認するものとする。

イ　当該証明書を作成した指定外国検査機関が、当該個別検定を受けようとする機械等に係る指定を受けていること